

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から48年3月まで

私は、申立期間当時、A県で大学に通っていたが、私の国民年金については、父が実家のあるB市で加入手続を行ってくれていた。私が一時的に実家に帰省したときに、父から年金手帳を受け取り、国民年金保険料は集金により納付していたと聞いたことがある。就職した際、年金手帳を会社に提出した記憶があり、申立期間が未加入となっていることに納付できないので、当該期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金について、父親が加入手続を行い、就職が決まってB市の実家に戻っていたときに、父親から年金手帳を受け取った旨主張しているところ、申立期間を含む昭和40年1月頃から49年11月頃までの間にC社会保険事務所（当時）管内において払い出された国民年金手帳記号番号が記載されている払出簿を確認したものの、申立人に対し、同記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、B市も、申立人に係る国民年金被保険者名簿等の資料が無く、申立人に係る記号番号が払い出されたことが確認できない旨回答している。

また、申立人は、就職した際、年金手帳を会社に提出し、返されたことを覚えていると主張しているところ、申立人が申立期間直後に厚生年金保険被保険者資格を取得した事業所に聴取しても、当該主張を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について、申立期間当時、父親が集金により納付していた旨主張しているところ、申立人の母親は、

「自宅にはどのような集金も来ていない。」と述べている上、申立期間当時から申立人の実家の近隣に居住している複数の者の証言により、当時、国民年金保険料の集金が行われていたことはいくつかあるものの、申立人の申立期間に係る保険料の集金についての証言を得ることはできなかったほか、申立人の父親の勤務先への納付組織による集金の可能性について、B市は、「原則、管轄地域以外への集金は行われていなかったと思う。」としている。

加えて、申立人から提出された卒業証書の写しによると、申立期間の大部分において、申立人は、当時の法令上、強制加入の対象者から除外される大学生であったと考えられる上、当該期間については、オンライン記録上、未加入期間であるほか、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間当時の具体的な状況を確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務し、B部の仕事をしていたが、年金事務所で確認したところ、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていなかった。

失業保険及び健康保険に加入していたことは覚えており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社のC部の者及び申立期間当時に同社のD事務を担当していたとする者は、「当社が厚生年金保険に加入した昭和 41 年 5 月に、25 人ぐらい加入しているが、42 年から 43 年までの間に 4 人しか被保険者資格を取得した者がいない上、その後も加入者が少ないので、全員を加入させていなかったようだ。」、「私が昭和 46 年 8 月に退職するまで、全員が厚生年金保険に加入するようになったと聞いた覚えが無い。」とそれぞれ述べているところ、i) 申立期間及びその前後の期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）は、雇用保険の被保険者資格を取得してから厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでに相当期間経過していること、ii) 申立人及び前述の複数の者は、当時の従業員数を 100 人ぐらいとしているものの、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者数は、17 人から 27 人

の間で推移していることなどから、同社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合も、入社後すぐに加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

また、A社は、「申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していない。」と回答している上、前述の同社のC部の者は、「社会保険事務所（当時）に届け出た資料が残っているが、その中に申立人の名前は無い。届出をしていないので、給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしか言えない。」と述べているほか、前述の複数の者に聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月から 52 年 2 月 1 日まで
② 昭和 53 年 7 月から 54 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 11 月頃に A 社に入社し、B 店において 1 年ほど勤務した。また、53 年 4 月頃に同社に再入社し、C 店において 2 か月ほど勤務した後、D 店において 1 年半ほど勤務した。いずれの期間においても、試用期間の 3 か月が経過した後厚生年金保険に加入したと思うが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が確認できないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、昭和 54 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②の一部については、同社が厚生年金保険を適用されていない期間となっている。

また、前述の複数の者の中には、「店舗の男性従業員は、出入りが激しく、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」「現場の店舗だけでなく、事務所で勤務したこともあるが、厚生年金保険は、事務所勤務の期間だけあるようだ。原則、現場の従業員は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。私は、E 職になったとき、会社から厚生年金保険の加入の希望を聞かれた気がするが、そのときの記録は無く、国民年金に加入していた。」と述べる者がいるところ、申立人及び前述の複数の者は、A 社の店舗数を 7 店舗から 15 店舗、1 店舗当たりの男性従業員を 4 人か

ら 10 人程度であったとしているものの、申立期間①及び②における同社に係る男性の厚生年金保険被保険者数は、4 人から 17 人の間で推移している上、申立人が同僚として名前を挙げた男性従業員については、同社に係る被保険者記録が確認できないことから、同社は、必ずしも全ての男性従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

さらに、A社は、前述のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明により事情を聴取できない上、同社の元F職は、「私は、G職を担当していたことから、事務関係の事は分からない。」と回答しているほか、前述の複数の者に聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。